

# あなたのお店の旬な情報を載せたチラシを 本庁舎正面玄関に置きませんか？

チラシ、パンフレット等 広告頒布専用のラックを設置しています。

広告掲出を希望される方は、神石高原町広告掲載要綱を遵守のうえ  
お申込ください。

## <募集概要>

神石高原町では、民間事業所等との協働により町の新たな財源を確保し、「地域経済の活性化」「住民サービスの向上」を図ることを目的として、民間事業者が広告チラシ・頒布用パンフレット等を置くことの出来る専用ラックを本庁舎1階に設置しています。

本庁舎に勤務する職員は約90人、来庁者は1日約100人程度が見込まれます。

多くのお客様をお迎えしている正面玄関で、旬な情報や事業・商品のPRにご活用ください。

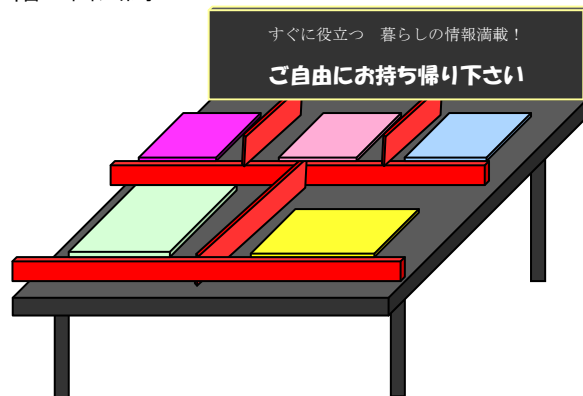
工夫を凝らせば、町民の皆様を中心に効果的な宣伝が期待できます。

## ■施設の概要

- ① 名称 神石高原町役場本庁舎
- ② 住所 神石高原町小島 2025 番地
- ③ 利用時間 平日（月～金）8:30～17:15、土・日・祝・年末年始は休み
- ④ 正面玄関利用者数（延べ）  
約100人程度／平日1日あたり

## ■募集内容

- ① 広告専用ラック設置場所  
本庁舎1階正面玄関



(イメージ)

- ② 募集枠数  
随時（5区画程度を予定）

③ 広告規格及び配置広告枚数の制限

チラシ、パンフレット、試供品等 原則自由（事前審査による）

■ 広告掲出料金

（町内事業者）A： 3, 150円／1日～1ヶ月以内

B：34, 650円／1ヶ月（通年）契約

（町外事業者）A： 5, 250円／1日～1ヶ月以内

B：57, 750円／1ヶ月（通年）契約

（神石高原町行政財産の使用料に関する条例（平成16年11月5日町条例第57号）の規定に従い算定した使用料を含む。）

※掲出できない広告

法令による規制の対象となるもの並びに、神石高原町行政財産の使用料に関する条例及び神石高原町行政財産使用規則、神石高原町広告掲載基準により掲載が認められないもの。

■ 応募資格等

- ・民間企業・自営業者・任意団体・公益法人等（町内外は問わない）。
- ・また、町への税等の滞納がないこと。町が滞納について調査することを承認すること。

■ 申込方法等

① 申込方法 役場総務課総務係へ別途指定の申込書、及び広告・印刷物を提出のこと。

② 審査、決定、許可

神石高原町行政財産の使用料に関する条例及び神石高原町行政財産使用規則、神石高原町広告掲載基準に基づき申し込み内容を神石高原町広告審査委員会にて審査し、審査に合格したものから順次、掲示を許可する。同時多数の申込により掲示場所が不足した場合は、次の順序により掲出者を決定する。

■ 決定順序

①町内に事業所を有する企業、自営業者>②町産品の消費拡大、町観光の振興、町内産業育成、定住促進等の効果が期待されるもの>③町内任意団体、公益法人等の類 ④最も掲出希望期間の長いもの（最長1年） ⑤抽選

③ 決定者は納入通知書にて、当月末までに広告料金を納入する。

④ 掲出する広告原稿、及び試供品類を掲出開始2日前に総務課総務係へ提出のこと

⑤ 原則、広告の掲出作業と撤収作業は掲出者各自でおこなうが著しく期限を過ぎた広告は町にて撤収する場合があります。

⑥ 掲出契約期間は最長で1年とし、契約期間中は原稿の差替えはその都度協議のうえ随時可能とする。

⑦ 掲出場所の空き状況、予約に関する問い合わせ先は役場総務課89-3330とする。